

2020年10月21日

## 2021年パラ馬術 育成指定選手の選考規程

一般社団法人日本障がい者乗馬協会  
パラ馬術強化本部



### 1. 目的

2022年以降のパラリンピック及びFEI主催の国際大会等で今後活躍が期待される選手に対し、2021年育成選手への認定を行い、競技会参加等への支援を実施し、将来的な日本チームの中核を担う技術向上を推進する。

### 2. 対象期間

2021年1月1日～2021年12月31日

### 3. 指定人数

6名

### 4. 選考対象者

- 1) 日本国籍を有し、所属乗馬クラブの一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下JRAD）の団体登録と、JRADの選手個人会員登録、日本馬術連盟の選手登録が完了していること
- 2) 国内クラシフィケーション又はFEIクラシフィケーションが確定していること
- 3) 健康上の問題がなく、馬術競技を行なう上で心身ともに適した状態であること
- 4) トップアスリートとして、礼儀と規律を順守し日本の代表と成り得る者
- 5) 別途定める強化指定選手以外の者
- 6) 2020年1月～12月末の間で国内主催・共催競技又はCPEDI競技に出場した者  
※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった2020年4月大会も含む
- 7) 2021年のJRADが主催する国内合宿に参加する者
- 8) 2021年のJRADが主催・共催する国内競技又はCPEDIに参加する者

### 5. 選考基準

- 1) 2020年1月～12月末の競技会参加実績のある選手を対象とし、2020年強化指定選手以外の選手を対象に、パラ馬術強化本部長、パラ馬術強化本部副本部長、パラ馬術強化本部委員1名以上、事務局長による面接にて選考を実施する
- 2) 面接は2020年11月開催の第4回全日本パラ馬術大会時に実施する。  
面接を希望する選手は、2020年10月31日迄にJRAD事務局にエントリーシートを提出すること。

3) 選考にあたっては、下記内容等を踏まえ、総合的に判断をする

- ①2020年の試合への参加回数と成績
- ②2021年の試合への参加意思
- ③2021年以降の海外試合への参加意思
- ④国内で開催される強化合宿への参加意思
- ⑤今後の抱負についてのレポート
- ⑥2020年の月次活動実績、活動内容

5. 選考見直し

1) 育成指定選手の見直しは、基本的に年一回とする。

6. 育成指定選手の決定及び取り消し

- 1) 対象選手の指定は、選考結果を受け、通知を行い、承諾書の提出を持って決定する。
- 2) 育成指定選手に決定した選手であっても行動規範に反する行為や、トップアスリートとしての適格性に欠ける状態や行為があった場合、JRADは当該選手の指定を撤回する事ができる。また、怪我や故障等で年度内での選手活動の続行が困難と判断した場合、育成指定を撤回する事ができる。
- 3) 選考対象者の内容から不足があった場合、育成指定を撤回する事ができる。
- 4) 合わせて、人並び馬のドーピング違反があった場合は、その検査日から育成指定を撤回する。

7. 行動指針

育成指定選手に決定した者は、日本を代表する選手の一員としての自覚を持ち、競技力向上の為最善の努力を常とし、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・チームワークを重んじ、常に馬術の技術向上に努めること
- ・他の選手の模範となること
- ・日本を代表する選手であることを自覚し、行動、発言には十分注意すること
- ・選手、対象馬を問わず、重大な事故があった場合は理事長宛文書にて報告すること
- ・競技者並びに馬のドーピング防止及び薬物規制に関する諸規程をよく理解し、これに抵触する事が無い様十分に注意すること

## 8. その他

1) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に則って行われていない時もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行なう事ができる。選手はJSAA(公益法人日本スポーツ仲裁機構)に異議申し立てをする権利を有する。

JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。

2) 育成指定になった選手は、JRAD が主催する国内合宿及び主催・共催競技会に参加を義務付ける。

以上